

概要版



**大阪市障がい者支援計画・
第7期障がい福祉計画・
第3期障がい児福祉計画**

2024（令和6）年3月

✕ 大阪市

目 次

I	総論	1
1	計画策定の背景	1
【1】	大阪市のこれまでの取組	1
【2】	大阪市の今後の方向性	1
2	計画の基本的な考え方	2
【1】	計画の位置づけ	2
【2】	計画の基本理念・基本指針	3
【3】	計画の推進体制	4
II	障がい者支援計画	5
1	共に支えあって暮らすために	5
【1】	啓発・理解促進	5
【2】	情報・コミュニケーション	6
2	地域での暮らしを支えるために	7
【1】	権利擁護・相談支援	7
【2】	生活支援	8
【3】	スポーツ・文化活動等	10
3	地域生活への移行のために	11
【1】	入所施設からの地域移行	11
【2】	精神科病院からの地域移行	12
4	地域で学び・働くために	14
【1】	保育・教育	14
【2】	就業	15
5	住みよい環境づくりのために	16
【1】	生活環境	16
【2】	安全・安心	17
6	地域で安心して暮らすために	18
【1】	保健・医療	18

Ⅲ 障がい福祉計画・障がい児福祉計画	20
1 成果目標	21
【1】 福祉施設の入所者の地域生活への移行.....	21
【2】 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築.....	21
【3】 地域生活支援の充実	21
【4】 福祉施設から一般就労への移行等	22
【5】 障がい児支援の提供体制の整備等	22
【6】 相談支援体制の充実・強化等.....	23
【7】 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	23
2 各年度の指定障がい福祉サービス等の必要な見込量.....	24
【1】 障がい福祉サービス等の見込量	24
【2】 地域生活支援事業の見込量.....	27

1 計画策定の背景

【1】大阪市のこれまでの取組

- ・ 1983（昭和 58）年度を初年度とする「障がい者対策に関する大阪市長期計画」、1993（平成 5）年度に第 2 期計画の「障がい者支援に関する大阪市新長期計画」を策定。
- ・ 1998（平成 10）年度には、重点施策実施計画である「大阪市障がい者支援プラン」において、具体的な数値目標を示して施策を推進。
- ・ 2003（平成 15）年度には、第 3 期の 10 か年計画である「大阪市障がい者支援計画」を策定。
- ・ 2006（平成 18）年度の「障害者自立支援法」の施行によるサービス体系の変革を踏まえ、障がい福祉サービスに関する事項は「大阪市障がい福祉計画」として策定。
- ・ 2012（平成 24）年度以降は、総合的かつ計画的な推進を図るための 6 か年計画である「大阪市障がい者支援計画」と、3 年ごとの障がい福祉サービスに関する事項を盛り込んだ「大阪市障がい福祉計画」を一体的に策定。
- ・ 2018（平成 30）年度からは、障がい児通所支援等に関する事項を盛り込んだ、「大阪市障がい児福祉計画」を「大阪市障がい者支援計画」及び「大阪市障がい福祉計画」とともに一体的に策定して施策を推進。

【2】大阪市の今後の方向性

- ・ これまでの計画の基本的な考え方を更に発展させて今回の計画を策定し、障がいのある人への偏見や差別意識が払拭され、障がいの有無にかかわらず、だれもが地域で安心して住み続けられる市民参加のインクルーシブな社会の実現をめざし、取組を進めます。

2 計画の基本的な考え方

【1】計画の位置づけ

この計画は、障がい者施策を総合的に推進する観点から、次の3つの計画を一体的に策定するものです。

名称及び根拠法	概要
大阪市障がい者支援計画 (障害者基本法)	- 障がい者施策の基本的な方向性を示すもの - 中長期的な計画として、障がい福祉計画等の終期も勘案し、計画期間は6年間 ⇒ 2024（令和6）年度～2029（令和11）年度
第7期 大阪市障がい福祉計画 (障害者総合支援法)	- 障がい福祉サービス等について、国の基本指針に基づき成果目標を設定するとともに、必要なサービス見込み量等を定めるもの - 国の基本指針に基づき、計画期間は3年間 ⇒ 2024（令和6）年度～2026（令和8）年度
第3期 大阪市障がい児福祉計画 (児童福祉法)	- 障がい児通所支援等について、国の基本指針に基づき成果目標を設定するとともに、必要なサービス見込み量等を定めるもの - 国の基本指針に基づき、計画期間は3年間 ⇒ 2024（令和6）年度～2026（令和8）年度

その他、障がいのある人のための施策に関連した他の計画として、「大阪市地域福祉基本計画」、「大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「大阪市こども・子育て支援計画」、「大阪府医療計画」等があります。

障がいの有無に関わらず、地域での生活を支援するためには、人々の暮らしの場である地域における様々な取組が重要であることから、「大阪市地域福祉基本計画」の理念をベースに、障がいのある人の地域生活を支援します。

施策の展開にあたっては、関連するそれぞれの計画を有機的に連動させることで、一層の効果を上げていきます。

【2】計画の基本理念・基本指針

障害者基本法の基本理念にのっとり、これまでの取組や障害者差別解消法等の趣旨を踏まえ、大阪市では3つの基本方針を引き継いでいきます。

障害者基本法の基本理念

全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する。

大阪市の基本方針

- (1) 個人としての尊重
- (2) 社会参加の機会の確保
- (3) 地域での自立生活の推進

また、6つの計画推進の基本的な方策に沿って施策を推進していきます。

計画推進の基本的な方策

- ・ 差別解消及び権利擁護の取組の推進

「障害者差別解消法」に基づき、障がいのある人もない人も互いに尊重し共生できる差別のない地域社会をめざし、本市職員をはじめ市民や事業者が、障がいのある人に対する理解を深められるよう研修や啓発に取り組むとともに、障がいを理由とする差別に関する相談窓口の周知や相談体制の充実を図るなど、関係機関と連携して効果的な取組を推進します。

- ・ 生活支援のための地域づくり

地域共生社会の実現に向け、地域の実態等を踏まえながら、「誰一人取り残さない」というSDGsの理念のもと、包括的な支援体制の構築に取り組みます。

- ・ ライフステージに沿った支援

一人ひとりのライフステージに沿った支援が途切れることなく提供できるよう、児童福祉、高齢福祉をはじめとする関連福祉施策及び保健医療、教育、文化芸術、スポーツ、就業施策の各分野が連携した支援体制を構築します。

計画推進の基本的な方策

- ・ 多様なニーズに対応した支援

重症心身障がい、重度・重複障がい、高次脳機能障がい、強度行動障がいや発達障がいのある人などの、多様なニーズに対応していくために、それぞれのニーズを家族も含めた適切な支援を進めます

- ・ 支援の担い手の確保と資質の向上

障がいのある人への支援が円滑かつ適切に提供されるよう、支援の担い手の確保に取り組むとともに、事業所職員や支援者が、人権擁護の視点をもって、専門性を活かしながら支援や活動を続けられる環境づくりを進めます。

- ・ 調査研究の推進

障がいのある人に関する専門領域の調査・研究を国や府の情報や施策も活用しながら推進し、その結果を本市施策へ反映させ、生活を支援するサービスの一層の向上を図ります。

【3】計画の推進体制

大阪市障がい者施策推進協議会及び専門部会において、本計画が着実に実施されるよう、継続的に進捗状況の確認や評価を行うとともに、当事者意見の反映に努めます。

Ⅱ 障がい者支援計画

1 共に支えあって暮らすために

【1】啓発・理解促進

2016（平成 28）年 7 月に神奈川県相模原市の障がい者支援施設において、元施設職員により多数の施設入所者が殺傷されるという大変痛ましく許しがたい事件が発生しました。

この事件は、障がいや障がいのある人への偏見や差別的思考から引き起こされたものであり、このような事件が再び起こるようなことがあってはなりません。

「障害者差別解消法」が施行されて 8 年が経過しましたが、現在も、障がいや障がいのある人に対する理解不足などから、大阪市においても、様々な分野で、障がいを理由とする差別と思われる事案が発生しています。

これまで身体障がいや知的障がいをはじめ、様々な障がいに関する理解促進に取り組んできましたが、まだ十分に理解が進んでいるとは言えません。精神障がいのある人は、現在も根強い差別と偏見の対象になっており、すべての人が自らの問題として正面から向き合い、正しい知識を持ち理解を深める必要があります。

障がいを理由として分け隔てられたり、排除されることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら共に住民として地域で生活することができる社会を実現するため、今後も市民の理解を深める積極的な啓発・広報活動が必要です。

施策の方向性

（1）啓発・広報の推進

- 障がいのある人に関する理解を深められるよう、市民、事業者、地域活動協議会、地縁団体など、地域のさまざまな活動主体に対する啓発活動に取り組みます。
- 「障害者差別解消法」が改正により事業者すべてに合理的配慮の提供が義務化されたことから、事業者に対する周知・啓発を強化します。
- 全職員を対象とした研修を実施し、それぞれの部局において合理的配慮に基づいた施策を進めることができるよう取り組みます。

（2）人権教育・福祉教育の充実

- 学校教育において、障がいに関する理解を深めるための教育実践を進めるとともに、市民を対象とした人権教育・福祉教育の充実に努めます。
- こどもの頃から「福祉のこころ」を育む事業として、小中学生地域福祉学習事業を実施し、福祉の大切さを学ぶ機会を提供します。

施策の方向性

(3) 障がい理由とする差別の解消に向けた取組

- 「障がい理由とする差別に関する相談窓口」の周知を図り、障がいのある人が困ったときに気軽に相談できる環境づくりに取り組みます。
- 相談機関等が対応した事例等の共有や、差別解消のための取組についての分析、周知、発信等に関する協議を行い、障がいのある人に関する理解を深めるための研修・啓発につなげます。

【2】情報・コミュニケーション

コミュニケーションや情報取得等の保障は、障がいのある人が、地域で生活するうえで重要なことであり、自己選択・自己決定を推進する観点からも、障がいの状況や特性に応じた配慮や支援が必要です。

大阪市では、手話が言語であるという認識に基づき、手話を必要とするすべての人が手話を通じて容易に必要な情報を取得し、十分なコミュニケーションを図ることのできる社会の実現をめざしています。

デジタル技術の革新が進むなか、新たな情報格差が生じることのないよう、障がいのある人の情報通信機器等の円滑な利用を進め、情報バリアフリーを推進する必要があります。

大阪市においても職員対応要領に沿って、障がいのある人が求める配慮に対し適切に対応できるよう、引き続き、全庁的な取組を推進していきます。

施策の方向性

(1) わかりやすい情報発信

- 障がいのある人が利用できるサービスの情報や、地域での生活に必要な情報を、障がいの状況や特性に応じて、わかりやすく活用しやすい形で提供します。
- 音声認識翻訳ソフト、タブレット端末を用いた遠隔手話通訳及びインターネット等、様々なICTを活用した情報提供を進めます

(2) 意思疎通・情報へのアクセスの支援

- 手話通訳、要約筆記、電話リレーサービスなどによる意思疎通の支援、及び点字、録音、対面朗読などによる情報へのアクセスの支援の推進に取り組みます。
- 障がいのある人の情報通信機器の利用を促進するため、その使用方法等を学ぶ機会の確保に取り組むとともに、各種図書館の円滑な利用に向けた支援の充実を図るため、関係機関が協働して取組を進めます。

2 地域での暮らしを支えるために

【1】権利擁護・相談支援

障がいのある人もない人も人格と個性を尊重しあいながら地域で共に生き、共に支えあう社会を実現するためには、障がいのある人すべてが必要な福祉サービスを安心して適切に利用できることが不可欠です。

福祉サービスは、利用者の自己決定に基づいて利用することになりますが、必要な情報の収集や判断が困難な場合もあることから、サービス利用に関する支援と権利擁護、苦情解決の仕組みの充実が必要です。

自らの意思を決定することに困難を抱える障がいのある人も、自らの意思が反映された生活が送れるよう、意思決定を支援することが求められています。

また、福祉サービスを支える人材の確保は大変重要な課題であり、大阪市においても、福祉人材の確保・定着・育成のための対応を検討していくことが重要です。

さらには、障がいのある人の重度化・高齢化や「親なき後」を見据え、「地域生活支援拠点等」の整備を進め、地域生活を支える体制を構築していく必要があります。

いわゆる「8050 問題」など、福祉課題がより複雑化・多様化・深刻化しており、複合的な課題を抱えた世帯への一体的な支援が重要となっています。支援につながっておらず地域で孤立している場合には、今後を見据えて適切な福祉サービスにつなげていくことも必要です。

また、障がいのある人に対する虐待を早期に発見し、適切な対応を行うことができるよう、未然防止も含め、引き続き関係機関が連携して取り組んでいく必要があります。

施策の方向性

(1) サービス利用の支援

- ホームページや区保健福祉センターの窓口等、様々な機会をとらえ、必要な情報を提供します。
- 人材の確保を支援する取組として、復職支援研修や、アシスタントワーカーの導入などを実施するとともに、人材の定着・育成に向けて、スキルアップ研修やキャリア研修、ハラスメント対策、多職種や他事業所との連携の推進とともに、事務負担の軽減や業務の効率化等に取り組めます。
- 判断能力が不十分であっても地域で安心して生活できるよう、地域の関係機関等が連携して、後見人とともに本人を支援する仕組みの構築を進めます。

施策の方向性

(2) 相談支援及びその体制の充実

- 各区の障がい者基幹相談支援センターに主任相談支援専門員を配置する等、地域の人材育成や支援体制づくりに取り組みます。
- ヤングケアラーを含め家族が介護を担っている世帯等に対しては、障がいのある人と介護者の双方が自分らしい生活を送れるよう、障がい福祉サービス等に関する情報提供に努めるほか、関係機関との連携により適切な支援につなげるよう取り組みます。
- 地域自立支援協議会において様々な分野の関係機関によるネットワークを構築し、各機関や事業所の円滑な連携と適切な支援の推進に努めます。

(3) 虐待防止のための取組

- 障がいのある人への虐待の防止、早期発見につながるよう、広く市民に対して啓発や広報を行います。
- 区保健福祉センターや区障がい者基幹相談支援センターは、関係機関と連携し、養護者の介護負担の軽減等、家庭内の問題解消に向けて必要な支援を行います。
- 障がい福祉サービス事業者等に対して、人権・権利擁護に関する研修を実施するなど、虐待の未然防止に努めるとともに、虐待事案が発生した際には、再発防止のための改善を求め、事業者指導・監査の取組を強めます。
- 精神科病院における精神障がい者虐待について、通報にもとづく立入検査や改善指導等だけでなく、精神科病院職員への人権問題に関する啓発や療養環境の向上に向けた取り組み等を通じた虐待の未然防止を推進します。

【2】生活支援

2022（令和4）年に「障害者総合支援法」や「児童福祉法」が改正され、障がい福祉サービス等の充実が図られています。

大阪市としては、福祉サービスを必要とする人が安心して利用することができるよう、円滑にサービス提供できる体制を整備していく必要があります。

障がいのあるこどもへの支援においては、障がい児入所施設から成人としての生活への円滑な移行調整を進めるために、協議の場を設け関係者との連携及び調整を図ることが求められています。

加えて、医療的ケアの必要な児童及びその家族が、身近な地域で必要な支援が受けられるように支援の充実を図るとともに、各関連分野が協働し、総合的に支援を行っていくことが求められています。

また、強度行動障がいなど、重度の障がいのある人の地域生活を支えるため、身近な地域のサービス提供事業者が、適切かつ専門的な支援を行うことができるよう、スキルアップを図る仕組みづくりに取り組む必要があります。

施策の方向性

(1) 障がい福祉サービス等の充実

- 障がい福祉サービスについて、個々のニーズに沿ったサービス利用となるよう、ニーズ把握を行いながら事業のあり方を検討し、推進を図ります。
- 障がいのある人の重度化・高齢化や家族（支援者）の高齢化、「親亡き後」に備え、地域の事業者どうしが連携して地域生活を面的に支援する体制の整備を進めます。
- 「住まい」の場であるグループホームについて、制度の充実に向けて、引き続き国に働きかけていくとともに、重度障がいのある人の受け入れを促進するための補助を実施する等、整備促進に努めます。
- 新たに創設される就労選択支援事業について、本人の希望、就労能力や適性等に合った適切なサービス利用につながるよう、円滑な事業実施に努めます。

(2) 障がいのある子どもへの支援の充実

- 障がいのある子どもを早期に発見し、早期に適切な支援を受けることができるように、保護者やきょうだいなどの家族を含めた支援を踏まえて取組を進めます。
- 児童発達支援センターが地域の障がい児支援の中核として専門的機能を活かし、サービス提供事業者等と緊密に連携して、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進する取組を進めます。
- 医療的ケアの必要な障がいのある子どもやその家族が、身近な地域で安心して生活できるよう、医療的ケアに対応した短期入所事業等の支援の充実を図るとともに、医療・保健・福祉・保育・教育等の各関連分野の関係者が連携して施策を推進します。
- 障がい児入所施設に入所している児童が 18 歳以降も適切な場所で適切な支援を受けることができるよう、関係者との協議の場を設ける等により成人としての生活への円滑な移行調整を行います。

【3】スポーツ・文化活動等

障がいのある人が心豊かな地域生活を送るためには、充実した余暇を過ごすことが重要であり、社会参加の機会の確保やスポーツ・文化活動の振興を図る必要があります。

大阪市では、障がい者専用のスポーツセンターを開設し、障がいのある人にスポーツやレクリエーションの機会を提供しています。

これまで、「障がいのある人が、いつ一人で来館してもスポーツを楽しむ事ができる」を基本方針として、障がい者スポーツ振興のための様々な取組を進めてきたところであり、引き続き、継承、発展させていく必要があります。

身近な地域での障がい者スポーツ振興を図るため、関係所属や関係団体等が連携して、障がいのある人もない人も誰もがスポーツと一緒に親しみ楽しめる機会づくりや環境づくりを行うことが重要です。

加えて、芸術・文化活動についてもあわせて振興を図り、障がいのある人の社会参加や障がいのある人に対する理解を促進していくことが重要であり、その支援が求められています。

施策の方向性

（１）スポーツ・文化活動の振興

- 身近な地域でスポーツ活動に参加できる機会を確保するため、地域のスポーツセンターなどの施設について情報発信を積極的に行い、障がいのある人の利用促進を図ります。
- 障がいのある人が余暇を楽しみながら、人間関係を広め、社会参加の機会となるよう、障がいの状況やライフスタイルに適したレクリエーションの普及や多様化するスポーツ活動の支援を行います。
- 長居障がい者スポーツセンターの建替えの方向性の決定を踏まえ、本市障がい者スポーツ振興の中核的な拠点施設として機能強化を図ることができるよう整備を進めます。
- 障がいのある人が心豊かな地域生活が送れるよう、身近な地域におけるスポーツ活動や芸術・文化活動を推進します。

（２）地域での交流の推進

- 障がいの有無にかかわらず誰もが地域生活を営む中で交流し、相互理解を深めることで、地域での共生がより一層進んでいく好循環を生み出していくように支援します。

3 地域生活への移行のために

【1】入所施設からの地域移行

障がいのある人やその家族などが、住み慣れた地域で安心して生活していくためには、相談支援体制や福祉サービスなどの地域生活を支援する体制の充実が必要です。

施設入所支援については真に必要な人への支援とし、可能な限り地域で生活を継続することができるよう、地域において適切なサービスに繋がるように支援を行う必要があります。

適切な支援がないことにより、障がいのある人が本人の意に反して長期にわたり福祉施設等での入所生活を余儀なくされることは「人権侵害」であるとの認識に立ち、本人の意向を十分に尊重しながら取組を推進していく必要があります。

障がい者支援施設は、障がいのある人や家族の地域生活を支える身近な存在のひとつとして、地域の関係機関と連携し、これまで蓄積してきたノウハウや専門性を活かしながら、地域に根差した支援を行う機関として機能していくことが期待されます。

地域生活への移行後を支える「地域で暮らすための受け皿づくり」については、障がいの程度にかかわらず、地域で生活し続けられるよう、グループホーム等の住まいの場の確保のほか、日中活動の場や居宅介護等の各種サービス提供、また夜間や緊急時に対応できる仕組みの構築などの総合的な支援体制を整備する必要があります。

施策の方向性

（1）施設入所者の地域生活への移行に向けた働きかけ

- 障がいの状況にとらわれずに地域移行に向けた検討を行い、適切なアセスメントのもと、個々の入所者の状況や意向に応じた働きかけを行うことができるよう取り組みます。
- 地域移行についての不安やこれまでの負担感に配慮し、家族の気持ちにも寄り添った支援を行う仕組みづくりに取り組みます。

（2）地域生活への移行を支援する仕組みづくり

- 計画的な地域への外出など、体験の機会等を提供することにより、地域移行へつながる仕組みの構築に取り組みます。
- 入所施設が遠方にある場合は、利用者と事業者の双方に負担が生じることから、その負担軽減策に努めるとともに、適切な支援が行えるよう改善について働きかけます。

施策の方向性

(3) 地域で暮らすための受け皿づくり

- グループホーム等の住まいの場の確保や、日中活動の場や居宅介護等の各種サービスを提供する支援体制など、地域における受け皿の十分な確保に努めます。
- 地域で共に住民として生活することができる社会の実現に向け、市民の理解を深めるための啓発・広報活動の推進に取り組みます。
- 障がい者支援施設について、これまで蓄積してきたノウハウや専門性を踏まえ、今後、障がいのある人や家族の地域生活を支える存在として、どのような役割や機能を担っていくか、今後、障がい者支援施設とともに検討を進めていきます。

【2】精神科病院からの地域移行

大阪市では、精神障がいのある人への理解の不足や偏見から、地域で生活するための住まいの確保など受け皿の整備が遅れてきたことについて、社会全体の問題として捉え、社会的入院を解消するための取組として、独自で地域生活移行支援事業を開始しました。

こころの健康センターを窓口として、精神科病院と調整・連携しながら、委託機関である地域活動支援センター（生活支援型）等の支援者が、入院している病院に直接訪問し、地域移行希望者に外出支援や社会資源見学等をしながら、地域移行をめざしてきました。

地域移行対象者については、高齢化が課題となっていることに加え、知的障がい、高次脳機能障がい、発達障がい、難病等々の障がいを併せもっている人もおられます。

地域移行後の地域定着には、サービス基盤の確保・充実を図るとともに、多職種チームによる支援が重要であり、市内の各関係機関と協働していく必要があります。

大阪市内に精神科病院が極端に少ないという地域特性から、地域生活移行支援にあたっては市外の精神科病院へ訪問し、大阪市内まで移動して外出・外泊支援を行い、継続的な取組ができるよう国にも提言、要望をしていく必要があります。

施策の方向性

(1) 精神科病院入院者の地域生活への移行に向けた働きかけ

- 長期入院者を退院に向けた支援に繋ぐことができるよう、積極的に精神科病院を訪問し、対象者への面談・支援を実施していきます。
- 入院者訪問支援事業において、入院者の病院外の者との面会交流の機会を確保し、入院者が自らの力を発揮できるよう支援します。
- 地域住民への理解のための啓発及びピアサポーターによる入院者への働きかけは、地域移行において重要な役割を果たしており、今後も継続的に実施していきます。

(2) 地域生活への移行を支援する仕組みづくり

- 市外の精神科病院に入院している人が多い現状を踏まえ、こころの健康センターがコーディネーターの役割を果たし、大阪府とも連携しながら地域移行を推進していきます。

(3) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

- 支援関係者の支援力の担保とともに支援者の拡大のために、継続的にスキルアップのための研修を実施していきます。
- 精神障がいのある人が地域の一員として安心して自分らしい暮らしを営むことができるよう、保健・医療・福祉関係者による協議の場として設置した「精神障がい者地域生活支援部会」において施策の検討を進めていきます。

4 地域で学び・働くために

【1】 保育・教育

大阪市においては、これまでも障がいのあるこどもの人権の尊重を図り、地域で共に学び、共に育ち、共に生きることを基本とした教育・保育を推進しています。

引き続き、「共に学び、共に育ち、共に生きる教育」を一層推進し、障がいのあるこどもが地域で学びやすい基礎的環境整備を行うとともに、ユニバーサルデザインを取り入れた大阪市のインクルーシブ教育システムの充実と推進に努めていく必要があります。

障がいの状況に応じた指導を必要とする児童生徒に、一人ひとりのニーズに応じた適切な学びが提供できるよう、また適切な選択ができるよう学びの充実を図る必要があります。

本人や周囲が発達障がいに気づかないまま社会に出て、孤立していくケースもあることから、在学時からより適切な気づきと支援が受けられるよう教員の研修等の充実に努めるとともに、教育から福祉・就業への支援の途切れがないよう、家族も含めて支援する体制の構築が必要です。

施策の方向性

（1）就学前教育及び義務教育段階における充実

- 乳幼児期から学校卒業までの長期的な視点で支援ができるよう、教育・保育施設が保護者と支援内容等を共有するなど、家庭と連携しながら支援を進めていきます。
- 障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒が、共に学ぶインクルーシブ教育システムの充実と推進を図ります。

（2）後期中等教育段階における教育の充実（高等学校・高等部）

- 自らの生き方を選択する力を育成できるよう、一人ひとりの生徒に応じた目標をたて、教育内容の充実を図ります。

（3）生涯学習や相談・支援の充実

- 社会教育施設や地域施設について、障がいのある人が利用しやすくなるよう整備を進めるとともに、事業実施の際には、だれもが参加しやすい環境整備に努めます。

（4）教職員等の資質の向上

- すべての教職員等が、障がいのある人についての理解を深め、障がいのある人の地域での自立と社会参加を果たすための専門的力量を身につけられるよう、研修の充実を図ります。

【2】就業

障がいのある人の就業を支援するための職業リハビリテーションと就業の場を確保するために、大阪市職業リハビリテーションセンター、大阪市職業指導センター、大阪市障がい者就業・生活支援センターなどの能力開発施設や就業生活支援施設の設置・拡充に努めてきました。大阪市職員採用においても障がい者採用の推進に努めてきています。

一方で、就労後の職場定着がうまくいかず、離職する人も多くなっており、長く働き続けるための支援が必要であり、支援機関の連携強化が求められています。

障がいのある人が安定した職業生活を維持するためには、日常生活、余暇の過ごし方や健康管理のほか、居宅の確保、金銭管理、医療とのつなぎ、権利擁護に関する課題など生活のあらゆる分野へのきめ細かな支援が必要です。

また、働く障がいのある人の多様な生活課題に対応した総合的な就業支援体制や、障がいの特性や状況に応じた多様な就業支援・就業形態が求められています。

施策の方向性

（１）就業の推進

- 通勤や労働時間の問題から一般就労が困難な障がいのある人の就業形態として在宅就業・在宅勤務に対応できるよう、新しい職業指導や職域開発を検討し、多様な働く機会の確保に努めます。
- 就業を可能にするための福祉機器の開発や普及を図ります。また、交通アクセスの改善など、社会環境の整備に努め、就業生活の安定を図ります。
- 大阪市における物品等の調達について、障がい者福祉施設等からの調達の推進に努め、「障害者優先調達推進法」に基づき策定した調達方針の目標の達成をめざします。

（２）就業支援のための施策の展開

- 障がい者就業・生活支援センターが中心となり、地域の社会資源と連携して、障がいのある人が働き、地域で自立して暮らせるよう、職場定着も含めた就業支援の質の向上に努めます。

（３）福祉施設からの一般就労

- 就労移行支援事業者等が障がい特性に配慮し、利用者の希望等に沿った就労支援が実施できるよう事業者向け研修を開催するなど、支援力の強化に取り組むとともに、事業者に対して必要な指導を実施し、支援内容の適正化と就労の質の向上を図ります。

5 住みよい環境づくりのために

【1】生活環境

大阪市の建物や施設について、市民が安全かつ快適に利用することができるよう、「大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱」に基づき、エレベーターやスロープ、出入り口などの改善に努めています。

2000（平成 12）年に施行された「交通バリアフリー法」に基づき、市内の主要な鉄道駅を中心に 25 地区の重点整備地区を設定し、地区ごとに交通バリアフリー基本構想を策定し、鉄道駅舎や駅周辺の生活関連施設に至る歩行空間について、一体的にバリアフリー化を進めています。

基本構想に基づく各事業の実施に際しては、障がいのある人や高齢者等からの意見なども踏まえながら、より利用者の視点に立って施設の整備等を行っています。

暮らしの場の確保については、障がいのある人にとって住みやすい環境として、単身でも安心して暮らすことができるよう民間賃貸住宅や市営住宅、グループホーム等の居住の場が充足していることが必要です。また、入居差別や入居拒否が起これないよう、民間賃貸住宅所有者や地域住民の障がいに対するより一層の理解の促進が重要です。

引き続き、障がいのある人についての理解促進のほか、暮らしの場の確保に向けた更なる取組が求められています。

施策の方向性

（1）生活環境の整備

- ユニバーサルデザインの考え方を踏まえ、公園、駐車場等の階段のスロープ化や手すりの設置、障がいのある人に対応したトイレの整備など、計画的に改善を図ります。

（2）移動円滑化の推進

- 障がいのある人や関係事業者等と連携して策定した基本構想に基づき、鉄道駅舎、駅前広場、駅周辺施設に至る道路等の重点的・一体的なバリアフリー化を推進します。

（3）暮らしの場の確保

- 住宅部局と福祉部局が連携して、住宅確保に配慮を要する障がいのある人の居住支援の推進に努めます。
- 保証人がいない等の理由により民間の賃貸住宅等への入居が困難な状況にある障がいのある人を対象として、入居に必要な調整や物件探し等の支援に取り組みます。

【2】安全・安心

障がいのある人などの避難支援等については、障がいの程度にかかわらず、関係機関等と連携を図りながら、「大阪市避難行動要支援者避難支援計画（全体計画）」に基づき、具体的な取組を推進していく必要があります。

災害時や緊急時について、避難行動要支援者をはじめ、障がいのある人等を災害から救出、救護したり、災害発生のおそれがあるとき、事前に避難できるようにすることは、安全で安心して暮らせる地域をつくっていくうえで、極めて重要な課題です。

また、災害の被害を軽減するためには、「自助」、「共助」、「公助」の連携が必要であり、障がいのある人自身が可能な範囲で災害に備えるとともに、地域における防災訓練等への障がいのある人の参加促進など、地域での避難支援等の取組を進めることが必要です。その実効性を高めるために、個別避難計画の作成に取り組む必要があります。

2020（令和2）年2月に発生した新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の拡大時には、障がいのある人が活動を自粛し、生活リズムを崩されたり、事業所でのクラスターの発生によりサービス提供に支障をきたす事態が起きました。障がいのある人が安心して障がい福祉サービスを継続利用できるように体制整備を進める必要があります。

施策の方向性

（1）防災・防犯対策の充実

- 個人情報保護に留意し、支援を要する障がいのある人の所在把握や個別避難計画の作成を通じて、状況や支援内容を日常的に把握します。
- 障がいの特性について理解を深め、その特性に配慮しながら、障がいのある人に対して避難訓練等への参加を働きかけ、地域における救出、救護の充実を図ります。
- 避難行動要支援者への情報伝達体制の整備や、避難された後の状況に応じて必要な医療・保健・福祉サービスを提供するための体制整備を図ります。
- 避難所での生活に特別な配慮を必要とする人を対象に受入れを行う「福祉避難所」について、社会福祉施設等の関係団体との調整を進め、その確保に努めます。
- 障がいのある人を犯罪から守り、安全で安心なまちづくりを進めるため、地域の実情に応じた防犯活動の支援や犯罪被害防止のための広報・啓発を進めます。
- 感染症の発生時においても、障がい福祉サービスを継続できるよう、危機管理、医療、福祉分野が連携して支援する体制の整備に努めます。

6 地域で安心して暮らすために

【1】保健・医療

近年、障がいのある人の高齢化や障がいの重度化が課題となっており、住み慣れた地域において健康でいきいきと暮らしていくためには、一人ひとりの状況に応じた健康づくりと安心して医療を受けられる体制が必要であり、福祉サービスや在宅医療などのより一層の充実が求められています。

障がいのある人が適切な医療を受けるにあたっては、医療機関における障がいに対する理解やコミュニケーションの配慮に加え、アクセスや設備などの整った受診しやすい環境づくりを関係機関などが連携して進めていく必要があります。また、医療的ケアを必要とする障がいのある人の地域生活を支えるため、保健・医療・福祉等が連携し、支援体制を整備することが必要です。

ひきこもり等の課題に対応するためには、相談体制の充実や安心して過ごせる居場所づくり等の取組が必要です。精神障がいのある人が安心して地域で生活するうえでは、身近なところで必要なときに必要な医療サービスを受けられるシステムが必要です。

アルコール・薬物・ギャンブル等の依存症に関しては、医療機関や回復施設等と相互に連携して、地域の実情に応じた必要な支援を推進することが求められています。

難病に関しては、疾病に対する不安と医療費や介護費の負担など、心理的、経済的負担は大きいため、医療と保健・福祉が連携した幅広い支援の推進が求められています。

施策の方向性

（1）総合的な保健、医療施策の充実

- 身近な地域で障がいのある人が適切な医療を受けられる仕組みづくりについて検討します。
- コミュニケーションの支援が必要な障がいのある人が医療機関に入院した際、医師や看護師等との意思疎通が可能となるよう支援を行います。

（2）地域におけるリハビリテーション・医療の充実

- 医療的ケアを必要とする障がいのあるこどもが地域において必要な支援を受けられるよう、各関係機関で連携・協議を行い、必要な施策の実現に向け検討していきます。
- 医療機関と連携して医療的ケアに対応したショートステイ事業の充実に努めます。

施策の方向性

(3) 療育支援体制の整備

- 乳幼児健康診査や4・5歳児発達相談等によって障がい疑われたこどもへの早期療育支援体制の充実に努めます。

(4) さまざまなニーズに応じた支援体制の充実

- 区保健福祉センターと区障がい者基幹相談支援センターや地域活動支援センター（生活支援型）などとの連携を強化するとともに、複合的課題に対応していけるよう、こころの健康センターが、区精神保健福祉相談員等への技術的支援を行います。
- 相談支援体制を充実させるとともに、精神障がいのある人が、集団的な関わりを持つなかで日常生活リズムを整え、日常生活圏の拡大や仲間づくりを行うことを支援します。

(5) 依存症対策の推進

- 依存症に対する理解を深められるよう普及啓発に努めるとともに、相談窓口を設置し、依存症者やその家族、支援者等に対する専門相談の充実に図ります。

(6) 難病患者への支援

- 専門医、保健師、養育経験者（ピアカウンセラー）等による療養相談会や、患者・家族の交流会等が、参加しやすいものとなるよう、より充実に図ります。

Ⅲ 障がい福祉計画・障がい児福祉計画

大阪市障がい福祉計画は「障害者総合支援法」第 88 条に基づく市町村障がい福祉計画として策定するもので、大阪市として 7 期目の計画であり、国の基本指針に基づき 2024（令和 6）年度から 2026（令和 8）年度の 3 年間を計画期間とします。

また、大阪市障がい児福祉計画は「児童福祉法」第 33 条の 20 第 1 項に基づく市町村障がい児福祉計画として策定するもので、大阪市として 3 期目の計画であり、国の基本指針に基づき 2024（令和 6）年度から 2026（令和 8）年度の 3 年間を計画期間とします。

国の基本指針においては、「市町村及び都道府県は、障害者総合支援法や児童福祉法の基本理念を踏まえつつ、次に掲げる点に配慮して、総合的な障害福祉計画及び障害児福祉計画を作成することが必要である」とし、次の 7 項目を示しています。

1. 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
2. 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
3. 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
4. 地域共生社会の実現に向けた取組
5. 障害児の健やかな育成のための発達支援
6. 障害福祉人材の確保・定着
7. 障害者の社会参加を支える取組定着

また、障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等の提供体制の確保に係る目標として、次の 7 つの成果目標を定めています。

1. 福祉施設の入所者の地域生活への移行
2. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
3. 地域生活支援の充実
4. 福祉施設から一般就労への移行等
5. 障害児支援の提供体制の整備等
6. 相談支援体制の充実・強化等
7. 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

大阪市では、障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等が計画的に提供されるよう、国の基本指針に即して成果目標を設定するとともに、2024（令和 6）年度から 2026（令和 8）年度までの 3 年間における各サービス等の見込量を定めます。

1 成果目標

【1】福祉施設の入所者の地域生活への移行

① 地域移行者数

76 人（2023（令和 5）年度から 2026（令和 8）年度の 4 年間）

② 施設入所者数

1,261 人（2022（令和 4）年度末）→ 1,197 人（2026（令和 8）年度末）

【64 人の減】

【2】精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

① 精神病床から退院後 1 年以内の地域における平均生活日数

1 年平均 325.3 日以上（2026（令和 8）年度）

② 精神病床における 1 年以上の長期入院者数

1,690 人（2022（令和 4）年度）→ 1,559 人（2026（令和 8）年度）

【131 人の減】 ※ 65 歳以上と 65 歳未満の区別は設けません。

③ 精神病床における早期退院率

- ・ 入院後 3 か月時点 68.9%以上（2026（令和 8）年度）
- ・ 入院後 6 か月時点 84.5%以上（2026（令和 8）年度）
- ・ 入院後 1 年時点 91.0%以上（2026（令和 8）年度）

④ 地域移行支援による地域移行者数（大阪市独自の目標設定）

60 人（各年度 20 人）

【3】地域生活支援の充実

① 地域生活支援拠点等による支援の実績等を踏まえた運用状況の検証及び検討を年
1 回以上実施する

② 2026（令和 8）年度までに、強度行動障がいのある人の実情や求める支援サービス等に関する調査及び大阪府強度行動障がい地域連携モデルを参考とした取組を実施する

【4】福祉施設から一般就労への移行等

- ① 2026（令和8）年度の就労移行支援事業等（就業・生活支援センター及び職業能力開発訓練施設を含む）を通じた一般就労への移行者数 1,140 人
- ② 就労移行支援事業を通じた一般就労への移行者数 721 人
- ③ 就労継続支援 A 型事業を通じた一般就労への移行者数 209 人
- ④ 就労継続支援 B 型事業を通じた一般就労への移行者数 118 人
- ⑤ 2026（令和8）年度の就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の割合 6割以上
- ⑥ 2026（令和8）年度の就労定着支援事業の利用者数 505 人
- ⑦ 2026（令和8）年度の就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率（※）が7割以上となる就労定着支援事業所の割合 2割5分以上
※ 過去6年間に就労定着支援の利用を終了した者のうち、雇用された通常の事業所に42月以上78月未満の期間継続して就労している者又は就労していた者の占める割合
- ⑧ 地域の就労支援のネットワークを強化し、雇用、福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築を推進するため、協議会に就労支援部会等を設けて取組を進める
- ⑨ 就労継続支援 B 型事業所における工賃の平均額 16,700 円

【5】障がい児支援の提供体制の整備等

- ① 重層的な地域支援体制の構築をめざすための児童発達支援センターの設置及び障がいのある児童の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進。
 - ・ 2026（令和8）年度の児童発達支援センターの設置 11 か所
 - ・ 児童発達支援センターや地域の障がい児通所事業所等が主体的に保育所等訪問支援を提供できるよう、障がいのある児童の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築に努める
- ② 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保
 - ・ 2026（令和8）年度の児童発達支援事業所 40 か所
 - ・ 2026（令和8）年度の放課後等デイサービス事業所 45 か所

- ③ 医療的ケアの必要な児童支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置
- ・ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を定期的を開催する
 - ・ 2026（令和8）年度末時点の医療的ケア児等コーディネーターの配置数 **199人**
- ④ 障がい児入所施設に入所する児童が大人にふさわしい環境へ移行できるようにするための移行調整の協議の場の配置
- ・ 障がい児入所施設に入所する児童が大人にふさわしい環境へ移行できるように、大阪市が設置する「障がい児移行支援調整会議」において移行調整を進める

【6】 相談支援体制の充実・強化等

- ① 各区の障がい者基幹相談支援センターにおいて、区保健福祉センター等と連携しながら地域づくりを進め、地域の相談支援体制の強化を図る
- ② 地域自立支援協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善に取り組む

【7】 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取組として、次の事項を実施する体制を構築する

- ① 報酬請求にかかるエラーの多い項目等について注意喚起する
- ② 「指定・指導業務に関する調整会議」を活用し、大阪府及び府内の審査事務及び指定権限を担っている市町村等と不正請求等の発見・防止策、指定障がい福祉サービス事業者等に対する指導について課題や対応策を協議する

2 各年度の指定障がい福祉サービス等の必要な見込量

【1】 障がい福祉サービス等の見込量

サービスの種類		単位	2024（令和 6）	2025（令和 7）	2026（令和 8）	
訪問系サービス及び短期入所						
	居宅介護	人／月	16,908	17,990	19,142	
		時間／月	350,504	358,215	366,096	
	重度訪問介護	人／月	1,897	1,897	1,897	
		時間／月	277,766	282,488	287,290	
	同行援護	人／月	1,369	1,383	1,397	
		時間／月	34,584	34,929	35,278	
	行動援護	人／月	655	749	855	
		時間／月	13,825	15,802	18,061	
	短期入所	人／月	1,321	1,379	1,440	
		日／月	10,573	11,043	11,534	
	日中活動系サービス					
		生活介護	人／月	7,152	7,288	7,427
			日／月	130,666	133,154	135,696
		自立訓練（機能訓練）	人／月	186	224	271
日／月			1,956	2,368	2,863	
自立訓練（生活訓練）		人／月	514	570	632	
		日／月	8,317	9,179	10,142	
就労選択支援		人／月	—	240	240	
就労移行支援		人／月	1,508	1,522	1,536	
		日／月	24,627	24,856	25,087	
就労継続支援 A 型		人／月	4,416	4,889	5,412	
		日／月	79,907	88,464	97,938	
就労継続支援 B 型		人／月	13,797	16,460	19,637	
		日／月	234,693	279,997	334,047	
就労定着支援		人／月	598	705	832	
療養介護		人／月	325	328	331	

サービスの種類		単位	2024（令和 6）	2025（令和 7）	2026（令和 8）
居住系サービス					
	共同生活援助	人／月	4,907	5,496	6,156
	施設入所支援	人／月	1,229	1,213	1,197
	自立生活援助	人／月	12	13	13
	地域生活支援拠点等の設置箇所数	箇所	1	1	1
	地域生活支援拠点等のコーディネーターの配置人数	人	24	24	24
	地域生活支援拠点等が有する機能の充実に向けた検証及び検討の実施回数	回／年	1	1	1
指定相談支援					
	計画相談支援	人／月	12,174	13,095	14,016
	地域移行支援	人／月	35	35	35
	地域定着支援	人／月	823	862	901
障がい児支援					
	児童発達支援	人／月	6,132	7,036	8,074
		日／月	77,537	90,976	106,745
	放課後等デイサービス	人／月	11,646	13,272	15,125
		日／月	151,764	173,328	197,956
	保育所等訪問支援	人／月	1,427	1,921	2,587
		回／月	2,149	2,910	3,941
	居宅訪問型児童発達支援	人／月	5	5	5
		日／月	13	13	13
	障がい児相談支援	人／月	3,932	4,761	5,764
	医療的ケアの必要なこどもに対する関連分野の支援を調整するコーディネーター	人／年	131	165	199
発達障がいのある人等に対する支援					
	発達障がい者支援地域協議会の開催	回／年	2	2	2
	発達障がい者支援センターによる相談支援	件／年	2,800	2,800	2,800

サービスの種類		単位	2024（令和 6）	2025（令和 7）	2026（令和 8）
発達障がい者支援センター及び発達障がい者地域支援マネジャーによる取組					
	関係機関への助言件数	件／年	530	530	530
	外部機関・地域住民への研修	件／年	248	248	248
	外部機関・地域住民への啓発	件／年	3	3	3
	支援プログラム等の受講者数	人／年	740	740	740
精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築					
	保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催	回／年	2	2	2
	保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加	人	10	10	10
	保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施	回／年	1	1	1
精神障がい者の地域移行支援・地域定着支援利用者数					
	地域移行支援利用者数	人／年	27	27	27
	地域定着支援利用者数	人／年	338	349	360
精神障がい者の共同生活援助・自立生活援助・自立訓練（生活訓練）利用者数					
	共同生活援助利用者数	人／年	1,306	1,462	1,637
	自立生活援助利用者数	人／年	3	4	4
	自立訓練（生活訓練）利用者数	人／年	259	287	318
相談支援体制の充実・強化のための取組					
	障がい者基幹相談支援センターの設置	か所	24	24	24
障がい者基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化					
	専門的な指導・助言件数	件／年	1,101	1,156	1,211
	人材育成の支援件数	件／年	327	346	365
	連携強化の実施回数	回／年	1,325	1,346	1,367
	個別事例の支援内容の検証	回／年	24	24	24
	主任相談支援専門員の配置数	人	24	24	24
協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善					
	事例検討実施回数	回／年	48	96	144
	参加事業者・機関数	事業所	240	480	720
	専門部会の設置数	か所	24	24	24
	専門部会の実施回数	回／年	228	228	228

サービスの種類		単位	2024（令和 6）	2025（令和 7）	2026（令和 8）
障がい福祉サービスの質を向上させるための取組					
障がい福祉サービス等にかかる各種研修の活用					
	研修参加人数	人／年	49	49	49
障がい者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有					
	集団指導での注意喚起	回／年	1	1	1
指導監査結果の関係市町村との共有					
	指定指導業務に対する調整会議への参加	回／年	1	1	1

【2】地域生活支援事業の見込量

サービスの種類		単位	2024（令和 6）	2025（令和 7）	2026（令和 8）
相談支援事業					
	相談支援事業	箇所	24	24	24
	基幹相談支援センター				
	住宅入居等支援事業	箇所	33	33	33
成年後見制度利用支援事業		箇所	24	24	24
		実利用者	285	298	311
成年後見制度法人後見支援事業		箇所	1	1	1
地域自立支援協議会		箇所	25	25	25
発達障がい者支援センター運営事業		箇所	1	1	1
		実利用者	846	846	846
障がい児等療育支援事業		箇所	14	14	14
日常生活用具給付事業		件数	67,758	68,790	69,822
移動支援事業		人／月	6,117	6,200	6,287
		時間／月	139,661	141,582	143,553
地域活動支援センター					
	生活支援型	箇所	9	9	9
		人／年	190	190	190
	活動支援 A 型	箇所	32	32	32
		人／年	525	525	525
	活動支援 B 型	箇所	4	4	4
		人／年	61	61	61

サービスの種類	単位	2024（令和6）	2025（令和7）	2026（令和8）
手話奉仕員養成研修事業	養成者数	699	699	699
手話通訳者設置事業	通訳士数	6	6	6
手話通訳者養成研修	登録試験合格者数	※20	※20	※20
	養成講習修了者数	※40	※40	※40
要約筆記者養成研修	登録試験合格者数	14	18	20
	養成講習修了者数	40	40	40
盲ろう者通訳・介助者養成研修	登録者数	※30	※30	※30
失語症者向け意思疎通支援者養成研修事業	登録者数	※5	※5	※5
手話通訳者派遣	件数	4,627	4,675	4,723
	時間	5,632	5,680	5,729
要約筆記者派遣	件数	221	221	221
	時間	744	744	744
盲ろう者通訳・介助者派遣事業	件数	6,350	6,425	6,500
	時間	25,400	25,700	26,000
失語症者向け意思疎通支援者派遣事業	件数	※2	※2	※2
	時間	※4	※4	※4
地域生活支援広域調整会議等事業（会議開催回数）	回／年	2	2	2
地域移行・地域生活支援事業（ピアサポート従事者数）	従事者数	35	35	35
訪問入浴サービス事業	件／年	16,011	16,011	16,011
日中一時支援事業	人／月	77	77	77
	日／月	427	427	427

※については、大阪府と共同実施のため、大阪府域全体の数値としています。

障がいのある人のための各種マーク



障がい者のための国際シンボルマーク

障がいのある方にとって、利用しやすい建築物や公共輸送機関であることを表す、世界共通のマークです。

※このマークは「すべての障がい者を対象」としたものです。

(関連機関) 公益財団法人 日本障害者リハビリテーション協会



盲人のための国際シンボルマーク

視覚障がい者の安全やバリアフリーを考慮した建物・設備・機器などにつけられている世界共通のマークです。信号や音声案内装置、国際点字郵便物、書籍、印刷物などに使用されています。

(関連機関) 社会福祉法人 日本盲人福祉委員会



耳マーク

聞こえが不自由なことを表す、国内で使用されているマークです。聴覚障がいのある方は外見からは分からないため、聴覚障がいへの理解やコミュニケーションの方法への配慮を求めているものです。

(関連機関) 一般社団法人 全日本難聴者・中途失聴者団体連合会



ほじょ犬マーク

身体障がい者補助犬同伴の啓発のためのマークです。「身体障害者補助犬法」により、公共の施設や交通機関はもちろん、デパートやスーパー、ホテル、レストランなどの民間施設でも身体障がい者補助犬が同伴できることとなっています。

(関連機関) 厚生労働省 社会・援護局 自立支援振興室



オストメイトマーク

人工肛門・人工膀胱を造設している人（オストメイト）のための設備があることを表しています。

オストメイト対応のトイレの入口・案内誘導プレートに表示されています。

(関連機関) 公益社団法人 日本オストミー協会



ハート・プラスマーク

身体内部に障がいがある方を示す、国内で使用されているマークです。

内部障がい（心臓・呼吸機能・じん臓・膀胱・直腸・小腸・免疫機能）のある方は外見からは分かりにくいいため、内部障がいへの理解と配慮を求めているものです。

(関連機関) 特定非営利法人 ハート・プラスの会



ヘルプマーク

義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方など、援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない方がいます。そうした方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助が得やすくなるよう、作成されました。

(関連機関) 東京都 福祉局 障害者施策推進部



子ども車いすマーク（小児用介助型車いすマーク）

病気や障がいのあるこどもが利用する「子ども車いす」は、外観ではベビーカーと判別しにくいいため、様々な誤解を受けることがあります。そのような方が、周囲に配慮を必要としていることを知らせ、援助が得やすくなることを目的としたマークです。

(関連機関) 一般社団法人 mina family



身体障がい者標識（左）・聴覚障がい者標識（右）

肢体不自由・聴覚障がいであることを理由に運転免許に条件を付されている方が車に表示するマークです。このマークをつけた車に幅寄せ等を行った場合には、道路交通法違反になります。

(関連機関) 大阪府警察本部、警察署交通課

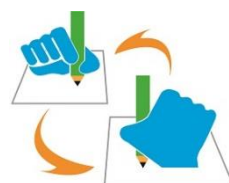


手話マーク（左）・筆談マーク（右）

音声に代わる視覚的な手段でのコミュニケーション方法である、「手話」や「筆談」で対応してほしい、または対応できるということを表すマークです。

(関連機関) 一般財団法人 全日本ろうあ連盟

障がいのある人のためのマーク ご存知ですか？



(発行)

大阪市福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課

〒530-8201 大阪市北区中之島 1-3-20 電話 06-6208-8071

大阪市こころの健康センター

〒534-0027 大阪市都島区中野町 5-15-21 都島センタービル 3階 電話 06-6922-8520

大阪市保健所 管理課

〒545-0051 大阪市阿倍野区旭町 1-2-7-1000 あべのメディックスビル 10階 電話 06-6647-0923